



ひだまり便り

第56号〈平成29年6月号〉
特定非営利活動法人
ひだまり
理事長 小関 茂

特定非営利活動法人ひだまり事務所…〒263-0005 千葉市稲毛区長沼町32番地
TEL 043-258-8604 FAX 043-310-5061
E-mail…hidamari@almond.ocn.ne.jp ホームページ… <http://www.hidamari.or.jp>

理事長より

ひだまり理事長 小関 茂

5月の爽やかな気候のもとNPO ひだまりの平成29年度総会は無事終了し、本年度の基本運営方針が決まりました。新年度を機会に改めて「ひだまり賛助会員」を募ります。詳細は裏面に記しますが、障害児者の将来を守る父の樹会会員の皆さまにも多くのご賛同をお願い致します。



■ 平成29年度事業計画 ■

①メープルリーフによる障害福祉サービス事業

従来通りより重度の方への対応となる行動援護に重点を置き、移動支援事業や福祉有償運送なども提供体制を整えると共に、支援員の教育・研修の充実化を図ります。

② 権利擁護事業

昨年度の勉強会スタイルでの開催を継続し、成年後見制度に関すること、財産管理に関わるもの、災害対策関連についてなどを企画します。

③ 相談事業

親御さんの高齢化進行による相談が増加しています。ひだまり事務所では障害児者の将来を守る父の樹会の相談窓口として、気軽に相談できる場として、会員皆様からの連絡をお待ちしています。

■ 千葉市障害福祉施策に係る中長期指針(案)へのパブリックコメント提出 ■

ひだまり便り55号でお知らせした千葉市の平成29年度～38年度10年間の上記指針に対する意見・提案の募集に対し、以下の意見書を提出しました。

① 障害福祉サービス事業所における計画相談事業の開始促進について

総合支援法施行3年を経て未だに当該事業者には相談支援事業が開始されず、ご利用者の利便や事業所間の連携強化などへの配慮を望みます。

② 強度行動障害の方やそのご家族の相談支援の充実

第3項と重なりますが、強度行動障害の特性上、相談先の役割明確化とその案内などについての検討を望みます。

③ 重度障害者の主となる介護者(支援者)への支援

重度の方への行動援護は支援者の資格が限られ需要に対する供給が伴わない状況です。重度の方の外出機会促進のためにも行動援護従事者雇用促進には処遇改善が欠かせません。介護従事者の確保は福祉事業全般に係わることであり、千葉市当局も重々ご承知のことながら敢えて言及いたします。

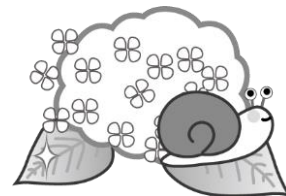
④ 障害者グループホームの開設・運営支援

既設グループホームにおいて世話人が不足し運営上困難な状況を見聞します。事業所の処遇改善策に当該世話人の処遇改善を加えることで、これまでの入所施設に代わるグループホームの開設促進と運営改善を望みます。



⑤ 短期入所事業の拡大促進

現状の短期入所事業は、利用可能な事業所や所在地が限られており利用が難しいように感じております。本計画での検討項目に加えるようお願いいたします。



⑥ 災害時の障害特性に応じた避難支援の検討

現在の災害発生時における避難体制は、多くの知的障害児者の保護者にとっては初動時に一時避難所に向かうことは考えられません。体育館などの人ごみの中で静かに避難していることは至難であり、先ずは車中泊などを選ぶのではと思えます。この場合福祉避難所開設の情報をどのように入手できるのか、直接指定福祉避難所へ向かい混乱を生じる状況を招くのか想定することも出来ません。

千葉市内の各障害福祉事業団体と市担当部門との合同で、災害時初動体制の話し合いをしておくことが必要ではないかと考えます。

千葉市手をつなぐ育成会は植草大学と合同で避難生活訓練を行ったと聞いておりますが、避難生活以前にどのようなステップで福祉避難所に辿り着けるか、具体的な検討をお願いします。契約済みの福祉避難所とこのような状況について検討済みであれば、避難方法の周知をお願いします。

⑦ 障害者支援団体による障害者等を支援する人材の育成強化

障害福祉サービス事業者メープルリーフは年に一度、移動介護従事者養成研修を開催し毎回10名前後が受講します。これはすべて自主講座で場所も長沼原勤労市民プラザの一室を借用しています。このような研修に対し千葉市からの助成を受けられれば、受講者の経済的負担の軽減ないしは内容の一層の充実化を図ることが可能になります。



ひだまり賛助会員大募集!



とても基本的な話ですが、ひだまりが運営する障害福祉サービス事業者メープルリーフは、利用するご本人が利用会員として「ひだまり」と契約を結びます。ご利用者の保護者の方には賛助会員としてひだまり支援をお願いしています。メープルリーフを利用しない父の樹会会員の方にも賛助会員加入の呼びかけを行なっています。

平成27年3月にこれまでの活動実績及び賛助会員数が評価され認定NPO法人に認証されました。千葉市には356NPO法人(平成29年2月末)があり、その中で認定NPOは7法人のみで税制上の優遇措置を受けられます。個人で寄付をされた方には確定申告で寄付金控除制度が適用されます。

認定の要件の中で一番の難関は「一般の市民に支持されている度合い」で、具体的には寄付者数と寄付金額が決められた基準を超えていることです。ひだまりは基準をクリアしましたが、昨年度は寄付者数が若干減少しており危惧しております。

改めまして私どもの活動にご賛同を賜り、賛助会員としてご協力頂けるようお願い致します。

- ◆ 賛助会費 …… 一口 3,000円から何口でも結構です。(一年間)
- ◆ 振込先 …… 郵便局 【口座番号】00110—3—739401
【口座名称】特定非営利活動法人ひだまり
- ◆ 連絡先 …… ひだまり事務所 田川・久保井 Tel:043—258—8604

昨年度ご協力いただいた方には、継続のお願いと振込用紙を同封させていただいております。本年度もご協力いただきますよう宜しくお願いいたします。